

## 消費税課税事業者選択不適用届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 收受印             </div>		平成 年 月 日	届	(フリガナ)	
			納 税 地	(〒 - )	
			(フリガナ)	(電話番号 - - )	
			氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印	
_____ 税務署長殿					
下記のとおり、課税事業者を選択することをやめたいので、消費税法第9条第5項の規定により届出します。					
	この届出の適用 開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
	の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
	の課税売上高	円			
課 税 事 業 者 と な っ た 日	平成 年 月 日				
事 業 を 廃 止 し た 場 合 の 廃 止 し た 日	平成 年 月 日				
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - - )				

税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2. 印欄は、記載しないでください。

# 消費税課税事業者選択不適用届出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が、その選択をやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出します（法9 ）。

なお、課税事業者を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ課税事業者をやめることはできません（法9 ）。

## 2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、選択をやめようとする課税期間の初日の前日までにこの届出書を提出しなければならないこととなります。

ただし、この届出書は、事業を廃止した場合を除き、消費税課税事業者選択届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以降でなければ提出することはできません。

（注）「消費税課税事業者選択届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する課税期間の初日」とは、個人事業者又は事業年度が1年の法人の場合には、原則として消費税課税事業者選択届出書の効力が生じた年又は事業年度の翌年又は翌事業年度の初日となります。

## 3 記載要領

「この届出の適用開始課税期間」欄には、課税選択をやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。

「 の基準期間」欄には、「この届出の適用開始課税期間」欄に記載した課税期間の基準期間についてその初日及び末日を記載します。

「 の課税売上高」欄には、基準期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

（注）「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

「課税事業者となった日」欄には、先に提出した「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」の効力が生じた日、すなわち、同届出書の「適用開始課税期間」欄の初日を記載します。

「事業を廃止した場合の廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。

「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署（個人の場合は、個人課税（第一）部門、法人の場合は、法人課税（第一）部門）にお問い合わせください。